

## 道路占用のルール

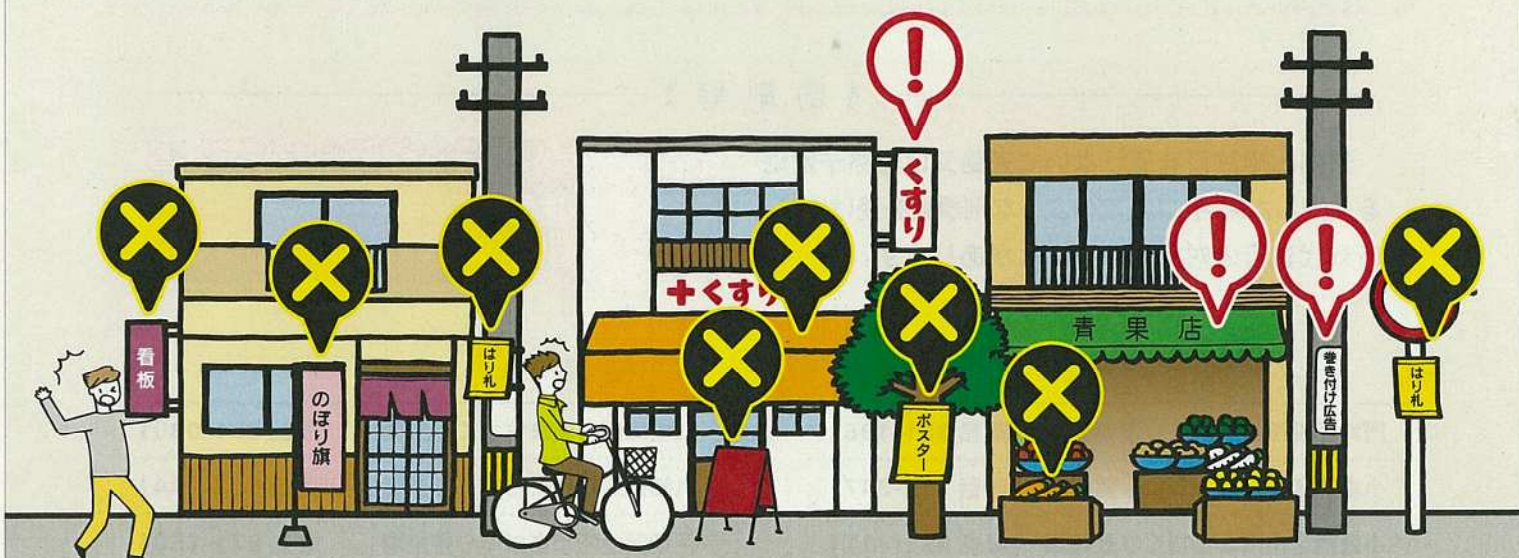
# 知っていますか？ 危険な道路不法占用物件のこと

### ① 道路の占用とは？

道路は、歩行者や車両が自由に通行することを目的として整備された公共施設です。そして、道路を中心として都市機能が整備され、生活圏が形成されています。そのため、路上や地下には、交通の用以外にも、電気・ガス・水道・電話等のライフラインに加え、沿道の商店や家屋から**袖看板**や**日よけ**等の物件も掲出されています。このように、道路の上空や地下に工作物又は施設を設けることを「**道路の占用**」と言います。なお、「道路の占用」をするためには、「道路管理者」の許可を受けなければなりません。許可を受けない物件は**不法占用物件**となり、罰金等の対象となります。占用できる物件も限定されています。

❗ 道路に**日よけ・袖看板・電柱広告**などを出すときには、**設置基準を満たし、道路占用許可が必要です!!**

❌ はみ出し商品・置き看板・のぼり旗などの**不法占用物件や違反広告物は、占用申請を出しても認められません。**





## ② 道路の不法占用は危険です!

歩道や車道は、人や車が通行するためのものです。  
はみ出し商品・置き看板・のぼり旗などの不法占用物件や違反広告物は通行の妨げや交通事故の原因になり大変危険です。また、まちの美化を損ねることにもなります。

道路を常に広く、美しく、安全で快適に使用できるよう、皆様のご理解とご協力をお願いします。

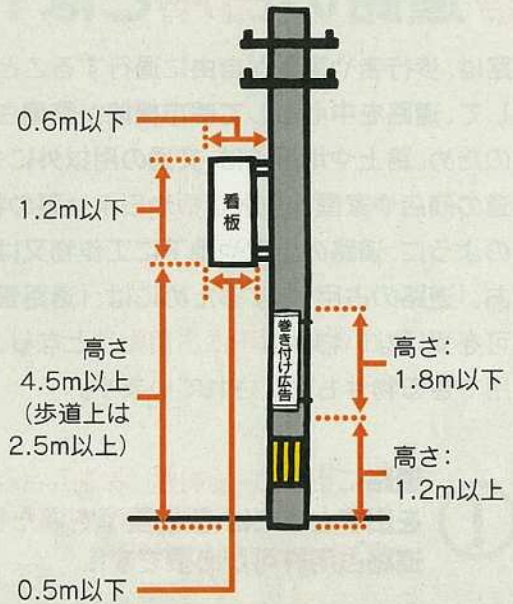


## ③ 身近な占用物件の設置基準

### 【日よけ】【袖看板】【電柱広告】



### 【電柱広告】



### 《 罰 則 等 》

道路占用許可を受けずに道路又は道路予定地を占用した場合には、次のような刑事罰を受けたり、行政代執行の対象となることがあります。

- ① 1年以下の懲役又は50万円以下の罰金
- ② 除却・原状回復等の命令  
⇒ 命令に従わなければ、行政代執行

### お問い合わせ・ご相談は

|                |             |
|----------------|-------------|
| 門司区役所まちづくり整備課  | 電話 331-1884 |
| 小倉北区役所まちづくり整備課 | 電話 582-3471 |
| 小倉南区役所まちづくり整備課 | 電話 951-4121 |
| 若松区役所まちづくり整備課  | 電話 761-5325 |

|                            |             |
|----------------------------|-------------|
| 八幡東区役所まちづくり整備課             | 電話 671-0803 |
| 八幡西区役所まちづくり整備課             | 電話 642-1453 |
| 戸畑区役所まちづくり整備課              | 電話 871-1503 |
| 北九州市建設局道路部管理課<br>(北九州市庁舎内) | 電話 582-2271 |